

芦屋市都市景観条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則 (第1条—<u>第7条の2</u>)</p> <p><u>第1章の2 景観計画等 (第7条の3—第7条の5)</u></p> <p>第2章～第4章 (省略)</p> <p>第5章 <u>景観重要建造物及び景観重要樹木 (第34条—第37条の5)</u></p> <p>第6章 <u>削除</u></p> <p>第7章～第9章 (省略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 事業者 本市において事業活動を行うものをいう。</p> <p><u>(8) 設計者等 建築物又は工作物の設計又は施工を業として行う者をいう。</u></p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則 (第1条—<u>第7条</u>)</p> <p>第2章～第4章 (省略)</p> <p>第5章 <u>景観重要建築物等 (第34条—第37条)</u></p> <p>第6章 <u>景観市民団体等 (第38条—第40条)</u></p> <p>第7章～第9章 (省略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p><u>(7) 景観重要建築物等 景観の形成上重要な価値がある建築物又は工作物で市長が指定するものをいう。</u></p> <p>(8) 事業者 本市において事業活動を行うものをいう。</p> <p><u>(9) 設計者等 建築物又は工作物の設計又は施工を業として行う者をいう。</u></p>

改正案	現 行
<p>(市の責務)</p> <p>第4条 <u>市は、この条例の目的を達成するため、景観形成における基本理念と施策方向を示すとともに、施策の実現のための指針となる計画（以下「景観形成基本計画」という。）を策定し、その計画に基づき景観の形成の施策を実施しなければならない。</u></p> <p>(市民の責務)</p> <p>第5条 <u>市民は、景観の形成に寄与するよう努めるとともに、市が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。</u></p> <p>(事業者及び設計者等の責務)</p> <p>第6条 <u>事業者及び設計者等は、景観の形成に寄与するよう努めるとともに、市その他の行政機関が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。</u></p> <p><u>(景観アドバイザー)</u></p> <p>第7条の2 <u>市長は、景観形成施策の実施に関し必要な事項を調査するため、景観に関し優れた識見を有する者のうちから地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条の規定に基づく専門委員として、景観アドバイザーを置く。</u></p> <p><u>2 景観アドバイザーに関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>第1章の2 景観計画等</u></p> <p><u>(景観計画)</u></p> <p>第7条の3 <u>市は、景観形成基本計画に即して、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、景観計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。</u></p>	<p>(市長の責務)</p> <p>第4条 <u>市長は、この条例の目的を達成するため、景観形成における基本理念と施策方向を示すとともに、施策の実現のための指針となる計画（以下「景観形成基本計画」という。）を策定し、その計画に基づき景観の形成の施策を実施しなければならない。</u></p> <p>(市民の責務)</p> <p>第5条 <u>市民は、景観の形成に寄与するよう努めるとともに、市長が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。</u></p> <p>(事業者及び設計者等の責務)</p> <p>第6条 <u>事業者及び設計者等は、景観の形成に寄与するよう努めるとともに、市長その他の行政機関が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。</u></p>

改正案	現 行
<p><u>(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続)</u></p> <p>第7条の4 市長は、<u>法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p><u>(届出を要しない行為)</u></p> <p>第7条の5 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p><u>(1) 法第16条第1項第2号に規定する行為のうち、認定を要する工作物以外の工作物に係る行為</u></p> <p><u>(2) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為</u></p> <p><u>(3) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定める行為</u> (景観地区の決定等)</p> <p>第8条 市長は、法第61条第1項の規定により、都市計画に景観地区を定めようとするとき、又は都市計画法第21条第1項の規定により景観地区に関する都市計画を変更しようとするときは、<u>あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>(門、塀、垣、石積み擁壁等の保存認定の手続)</p> <p>第9条の2 市長は、第13条の2の規定による保存認定をしようとするときは、<u>あらかじめ、認定審査会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>(認定を要しない建築物)</p> <p>第13条 法第69条第1項第5号に規定する良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物は、次に掲げる建築物とする。</p> <p><u>(1) 工事、祭礼又は慣例的行事のために必要な仮設の建築物で、工</u></p>	<p>(景観地区の決定等)</p> <p>第8条 市は、法第61条第1項の規定により、都市計画に景観地区を定めようとするとき、又は都市計画法第21条第1項の規定により景観地区に関する都市計画を変更しようとするときは、<u>あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>(門、塀、垣、石積み擁壁等の保存認定の手続)</p> <p>第9条の2 市長は、第13条の2の規定による保存認定をしようとするときは、<u>あらかじめ認定審査会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>(認定を要しない建築物)</p> <p>第13条 法第69条第1項第5号に規定する良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物は、次に掲げる建築物とする。</p> <p><u>(1) 第34条第1項の規定により景観重要建築物等として指定された建築物</u></p> <p><u>(2) 工事、祭礼又は慣例的行事のために必要な仮設の建築物で、工</u></p>

改正案	現 行
<p>事等の期間中に限り存続するもの</p> <p>(2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で<u>規則</u>で定める行為を行う建築物 (適用の除外)</p> <p>第21条 第14条から前条まで（認定工作物以外の工作物にあっては、第14条及び第16条）の規定は、次に掲げる工作物については、適用しない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>法第19条第1項</u>の規定により<u>景観重要建造物</u>として指定された工作物</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>(5) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で<u>規則</u>で定める行為を行う工作物</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(大規模建築物等の景観協議)</p> <p>第23条 景観地区内において、大規模建築物の建築等及び認定工作物の建設等（以下「大規模建築物等の建築等」という。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、法第63条第1項の規定による認定申請若しくは法第66条第2項の規定による通知又は第15条第1項の規定による認定申請若しくは第18条第2項の規定による通知をする前に、景観地区の建築物及び認定工作物の形態意匠の制限（第31条第3項の景観形成整備計画が定められている地区にあっては当該景観形成整備計画を含む。）の趣旨に従い、当該敷地の立地条件及び周辺環境の特徴に基づく景観への配慮の方針（以下「景観への配</p>	<p>事等の期間中に限り存続するもの</p> <p>(3) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で、<u>規則</u>で定める行為を行う建築物 (適用の除外)</p> <p>第21条 第14条から前条まで（認定工作物以外の工作物にあっては、第14条及び第16条）の規定は、次に掲げる工作物については、適用しない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>第34条第1項</u>の規定により<u>景観重要建築物等</u>として指定された工作物</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>(5) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で、<u>規則</u>で定める行為を行う工作物</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(大規模建築物等の景観協議)</p> <p>第23条 景観地区内において、大規模建築物の建築等及び認定工作物の建設等（以下「大規模建築物等の建築等」という。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、法第63条第1項の規定による認定申請若しくは法第66条第2項の規定による通知又は第15条第1項の規定による認定申請若しくは第18条第2項の規定による通知をする前に、景観地区の建築物及び認定工作物の形態意匠の制限（第31条第3項の景観形成整備計画が定められている地区にあっては当該景観形成整備計画を含む。）の趣旨に従い、当該敷地の立地条件及び周辺環境の特徴に基づく景観への配慮の方針（以下「景観への配</p>

改正案	現 行
<p>慮方針」という。)に関して、市長に協議しなければならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 市長は、第1項の規定による協議が行われた場合において、必要があると認めるときは、<u>景観アドバイザー</u>の意見を聴くことができる。</p> <p>4 市長は、良好な景観形成のために必要があると認めるときは、第1項の規定により協議された景観への配慮方針及び当該景観への配慮方針に対する<u>景観アドバイザー</u>の意見を公表することができる。</p> <p>5 前各項の規定は、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で<u>規則</u>で定めるものについては適用しない。</p> <p>(広告物の景観指導基準)</p> <p>第24条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 市長は、景観指導基準を定めるときは、あらかじめ、<u>審議会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>4・5 (省略)</p> <p>(広告物に係る要請)</p> <p>第26条 (省略)</p> <p>2 市長は、前項の規定により要請をするときは、あらかじめ、<u>審議会</u>の意見を聴くものとする。</p> <p>(景観点)</p> <p>第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する区域を、景観点として指定することができる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 街角、駅前広場、公園及び<u>景観重要建造物</u>で周辺景観を特徴づ</p>	<p>慮方針」という。)に関して、市長に協議しなければならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 市長は、第1項の規定による協議が行われた場合において、必要があると認めるときは、<u>審議会</u>の意見を聴くことができる。</p> <p>4 市長は、良好な景観形成のために必要があると認めるときは、第1項の規定により協議された景観への配慮方針及び当該景観への配慮方針に対する<u>審議会</u>の意見を公表することができる。</p> <p>5 前各項の規定は、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で、<u>規則</u>で定めるものについては適用しない。</p> <p>(広告物の景観指導基準)</p> <p>第24条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 市長は、景観指導基準を定めるときは、あらかじめ<u>審議会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>4・5 (省略)</p> <p>(広告物に係る要請)</p> <p>第26条 (省略)</p> <p>2 市長は、前項の規定により要請をするときは、あらかじめ<u>審議会</u>の意見を聴くものとする。</p> <p>(景観点)</p> <p>第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する区域を、景観点として指定することができる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 街角、駅前広場、公園及び<u>景観重要建築物等</u>で周辺景観を特徴</p>

改正案	現 行
<p>けている点 (指定等の手続)</p> <p>第30条 市長は、景観形成地区、景観軸又は景観点（以下「景観形成地区等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、<u>当該地区住民</u>、土地又は建築物若しくは工作物の所有者（以下「地区住民等」という。）及び審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>2・3 (省略) (空地に係る要請)</p> <p>第33条 (省略)</p> <p>2 市長は、前項の規定による要請をするときは、あらかじめ、<u>審議会</u>の意見を聴くものとする。</p> <p>第5章 <u>景観重要建造物及び景観重要樹木</u> (<u>景観重要建造物の指定の手続</u>)</p> <p>第34条 市長は、<u>法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>2 市長は、<u>法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定したときは、その旨を告示しなければならない。</u></p>	<p>づけている点 (指定等の手続)</p> <p>第30条 市長は、景観形成地区、景観軸又は景観点（以下「景観形成地区等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ<u>当該地区住民</u>、土地又は建築物若しくは工作物の所有者（以下「地区住民等」という。）及び審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>2・3 (省略) (空地に係る要請)</p> <p>第33条 (省略)</p> <p>2 市長は、前項の規定による要請をするときは、あらかじめ<u>審議会</u>の意見を聴くものとする。</p> <p>第5章 <u>景観重要建築物等</u> (<u>景観重要建築物等の指定</u>)</p> <p>第34条 市長は、<u>景観の形成上重要な価値があると認める建築物等（これらと一体となって、すぐれた景観を形成しているものを含む。）で、次の各号のいずれかに該当するものを景観重要建築物等として指定することができる。</u></p> <p>(1) <u>地区の景観を特徴づけている建築物等</u></p> <p>(2) <u>歴史的又は文化的価値のある建築物等</u></p> <p>(3) <u>その他市長が景観の形成を図るために必要があると認める建築物等</u></p> <p>2 <u>市長は、景観重要建築物等を指定しようとするときは、あらかじめその所有者等の同意を得るとともに審議会の意見を聴かなければならない。</u></p>

改正案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>(景観重要建造物に係る行為完了の届出)</u></p> <p>第35条 法第22条第1項の規定による許可を受けた者は、同項に規定する行為が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定は、法第22条第4項の規定による協議において準用する。</p>	<p>3 市長は、景観重要建築物等が滅失、損傷等により景観の形成上価値を失ったとき、又はやむを得ない事情があると認めるときは、審議会の意見を聴いて第1項の規定による指定を解除することができる。</p> <p>4 市長は、景観重要建築物等の指定又は指定の解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>(保全計画及びその遵守)</u></p> <p>第35条 市長は、前条第1項の指定をしようとするときは、景観重要建築物等を保全するための計画（以下「保全計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 前条第2項及び第4項の規定は、保全計画の策定及び変更について準用する。</p>
<p style="text-align: center;"><u>(原状回復命令等の手続)</u></p> <p>第36条 市長は、法第23条第1項の規定により原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>3 景観重要建築物等の所有者等は、保全計画に適合した管理を行うよう努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>(景観重要建築物等に係る行為の届出)</u></p> <p>第36条 景観重要建築物等の所有者等は、当該景観重要建築物等の現状を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。所有権を移転し、又は所有権以外の権利を設定し、若しくは移転しようとするときも同様とする。</p> <p>2 前項の規定は、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で、規則で定めるものについては適用しない。</p>
<p style="text-align: center;"><u>(景観重要建造物の管理の方法の基準)</u></p> <p>第37条 法第25条第2項に規定する管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(景観重要建築物等に係る助言又は指導)</u></p> <p>第37条 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、届出に係る行為が保全計画に適合しないと認めるときは、当該届出</p>

改正案	現 行
<p><u>(1) 通常の管理行為として修繕を行うときは、当該修繕前の外観を変更しないこと。</u></p> <p><u>(2) 消火器の設置その他の防災上の措置をとること。</u></p> <p><u>(3) 滅失又は損傷を防ぐため、その敷地、構造又は建築設備の状況を定期的に点検すること。</u></p> <p><u>(管理に関する命令又は勧告の手続)</u></p> <p><u>第37条の2 市長は、法第26条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p><u>(指定の解除の手続)</u></p> <p><u>第37条の3 市長は、法第27条第1項又は第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、法第27条第1項又は第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除したときは、その旨を告示しなければならない。</u></p> <p><u>(景観重要樹木についての準用)</u></p> <p><u>第37条の4 第34条から第36条まで、第37条の2及び前条の規定は、法第28条第1項に規定する景観重要樹木について準用する。</u></p> <p><u>(景観重要樹木の管理の方法の基準)</u></p> <p><u>第37条の5 法第33条第2項に規定する管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置をとること。</u></p>	<p><u>をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定による助言又は指導をするときは、審議会の意見を聴くことができる。</u></p>

改正案	現 行
<p>と。</p> <p>第6章 <u>削除</u></p> <p>第38条から第40条まで <u>削除</u></p>	<p>第6章 <u>景観市民団体等</u></p> <p><u>(景観市民団体の認定)</u></p> <p>第38条 <u>市長は、景観の形成を目的として活動する市民団体で、規則で定める規約を有し、次の各号のいずれかに該当するものを景観市民団体として認定することができる。</u></p> <p><u>(1) その活動が景観形成地区等の地区指定に寄与するもの</u></p> <p><u>(2) その活動が次条に規定する景観市民協定に寄与するもの</u></p> <p>2 <u>前項の認定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</u></p> <p>3 <u>市長は、第1項の規定により認定した景観市民団体が、同項の規定に該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。</u></p> <p><u>(景観市民協定の締結)</u></p> <p>第39条 <u>一定の区域内に存する土地、建築物等の所有者等は、その区域の実情に応じた景観の形成を図るため、必要な事項についての協定（以下「景観市民協定」という。）を締結することができる。</u></p> <p>2 <u>景観市民協定には、次に掲げる事項について定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 協定の名称及び目的</u></p> <p><u>(2) 協定の対象となる区域</u></p> <p><u>(3) 協定を締結した者及び代表者の氏名（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）</u></p> <p><u>(4) 景観の形成に必要な基準</u></p> <p><u>(5) 協定の有効期間</u></p>

改正案	現 行
<p>(助成等) 第42条 (省略)</p>	<p>(6) <u>協定の廃止又は変更の手續</u> (7) <u>前各号に掲げるもののほか、協定の対象となる区域の景観の形成に関し必要な事項</u> <u>(景観市民協定の認定)</u></p> <p>第40条 <u>景観市民協定を締結した者の代表者は、前条第2項に掲げる事項を記載した景観市民協定書を作成し、規則で定めるところにより、市長に提出し、当該景観市民協定の認定を求めることができる。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の景観市民協定書の内容が景観の形成に寄与し、かつ、規則で定める要件に該当するものであると認めるときは、当該景観市民協定を認定することができる。</u></p> <p>3 <u>市長は、前項の規定による認定をしたときは、その旨を告示しなければならない。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定による景観市民協定の認定を受けた者は、景観市民協定書を変更又は廃止したときは、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>5 <u>第2項及び第3項の規定は、景観市民協定の変更に準用する。</u></p> <p>6 <u>市長は、第2項の規定により認定した景観市民協定書の内容若しくは運用が景観の形成を図る上において適正でなくなつたと認めるとき、又は第4項の規定による廃止の届出を受けたときは、第2項の規定による認定を取り消すものとする。</u></p> <p>7 <u>市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。</u></p> <p>(助成等) 第42条 (省略)</p>

改正案	現 行
<p>2 市長は、予算の範囲内において、次に掲げる経費の一部を助成することができる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>景観重要建造物の所有者等が行う景観重要建造物の修繕等に要する経費</u></p> <p>(3) <u>景観重要樹木の所有者等が行う景観重要樹木の修復等に要する経費</u></p> <p>(4) <u>その他景観の形成に著しく寄与すると市長が認める行為に要する経費</u></p>	<p>2 市長は、予算の範囲内において、次に掲げる経費の一部を助成することができる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>景観重要建築物等の所有者等が行う景観重要建築物等の修繕等に要する経費</u></p> <p>(3) <u>景観市民団体が実施する活動に要する経費</u></p>

芦屋市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案						現 行					
(設置) 第2条 市に次のとおり附属機関を置く。						(設置) 第2条 市に次のとおり附属機関を置く。					
附属機関 の属する 執行機関	附 属 機 関 の 名 称	担 任 事 務	委 員 定 数	委員の構成	任期	附属機関 の属する 執行機関	附 属 機 関 の 名 称	担 任 事 務	委 員 定 数	委員の構成	任期
市長	(省略)					市長	(省略)				
	芦屋市 都市景 観審議 会	景観の形成に必 要な事項につい ての調査審議及 び景観の形成に 関する事項につ いて意見を述べ ること。	10人以 内(そ の他必 要に応 じて臨 時委員 若干人 を置く ことが でき る。)	(1) 学識経験者 (2) 市議会議員 (3) 市民 (4) 関係行政機関 の職員	2年(臨 時委員 は、担 任事項 につい ての審 議が終 了する までの 期間)		芦屋市 都市景 観審議 会	景観の形成に必 要な事項につい ての調査審議及 び景観の形成に 関する事項につ いて意見を述べ ること。	10人以 内及び <u>特別委 員3人</u> (その 他必要 に応じ て臨時 委員若 干人を 置くこ とがで きる。)	(1) 学識経験者 (2) 市議会議員 (3) 市民 (4) 関係行政機関 の職員	2年(臨 時委員 は、担 任事項 につい ての審 議が終 了する までの 期間)
	(省略)						(省略)				
教育委員 会	(省略)					教育委員 会	(省略)				

芦屋市都市景観条例施行規則で定める主な内容

1 景観アドバイザーに関し必要な事項（条例第7条の2第2項関係）

- (1) 景観アドバイザーは、景観に関し優れた識見を有する者で、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。
 - ア 都市計画又は建築に関し専門的知識を有する者
 - イ 土木又は造園に関し専門的知識を有する者
 - ウ 色彩又はデザインに関し専門的知識を有する者
 - エ その他市長が必要と認める者
- (2) 景観アドバイザーは、5人以内とする。
- (3) 景観アドバイザーの任期は2年とし、再任を妨げない。
- (4) 景観アドバイザーは、次に掲げる事項に対し、指導及び助言を行うものとする。
 - ア 条例第23条の規定による景観への配慮方針に関する協議に関すること。
 - イ 道路、公園、建築物その他の公共施設の景観形成に関すること。
 - ウ 景観形成の調査及び研究に関すること。
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、景観に著しく影響を及ぼすおそれのある行為に関すること。
- (5) 景観アドバイザーは、(4)による指導及び助言を行うに当たり、良好な景観の形成上重要であると認めるとき又は単独で判断することが困難であると認めるときは、他の景観アドバイザーと合議することができる。

2 景観計画区域内において届出を要しない行為（条例第7条の5第3号関係）

- (1) 増築、改築又は移転で、その部分に係る床面積が10㎡以内のもの
- (2) 新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替で地盤面下のもの
- (3) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で外壁又はこれに類するもののいずれか1面の半分を超えないもの
- (4) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (5) その他市長が景観の形成に影響を及ぼすおそれがないと認める行為

景観法の主な制度の一覧

景観行政団体

都道府県、政令市、中核市及び都道府県との協議を経たその他の市町村

景観計画

(都市計画区域外を含め、全国で策定可能)

- ・区域と方針、行為ごとの規制内容等を定める
- ・届出に対する勧告(形態意匠(色やデザイン)については変更命令も可能)

景観協定

住民等の全員合意により
様々なルールを設定



景観重要建造物・樹木

景観上重要となる建築物等
を指定し積極的に保全
(現状変更許可)



景観地区

(都市(準都市)計画区域内)

- ・都市計画として市町村が決定
- ・建築物の形態意匠や高さ、壁面位置等の規制が可能
- ・工作物の設置や土地の形質変更等の規制も可能



準景観地区

(都市(準都市)計画区域外で景観計画区域内)

- ・市町村が指定
- ・条例を定めて、景観地区に準じた規制を実施

規制緩和措置の活用

屋外広告物法との連携